

質 問 回 答

2020年 7月 23日

「全世界新型コロナウイルス感染拡大下における女性・女兒への影響及び対応にかかる情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020年6月24日/公示番号:20a00264)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.14 最終報告書目次案 「(エ)対象国におけるJICA事業による課題への対応状況」	左記項目は最終報告書目次案の項目として挙げられていますが、特記仕様書案本文には具体的な調査内容等について示されていません。どのような内容を記載することが想定されているか、詳細をお知らせいただけますか。	5. (4)に「対象国における既存のJICA事業による課題への対応状況」を調査項目として記載しています。既存のJICA事業において、COVID-19の影響に対する女性・女兒の課題の解決につながる取り組みがなされているか、当該JICA事務所等事業関係者からの聞き取りにより情報を収集することが想定されます。
2	企画競争説明書 第2章 特記仕様書案 4. 実施方針及び留意事項 (3)対象国の選定 P.10	「受注者からパイロット活動を提案する 1~2 カ国」と記載がありますが、1 カ国でのパイロット活動の提案の場合は、パイロット活動を 2 件行うと理解してよろしいでしょうか。それともパイロット活動 1 件のみの提案も可能でしょうか。	パイロット活動は 1 カ国 1 件のみの提案も可能ですので、理由を付してプロポーザルにて提案願います。
3	企画競争説明書 第2章 特記仕様書案 5. 業務の内容 (8)個別事業の形成・実施に向けた提案 p.12	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントを主目的とする個別事業の形成・実施に向けて」と記載がありますが、これは「ジェンダー主目的案件」(GI(P))に限定されるということでしょうか。	GIP を想定しています。一方、GIS(ジェンダー活動統合案件)でも、女性・女兒の課題を解決する有効なアプローチを実践できるものがあれば、提案は可能です。

4	<p>企画競争説明書 第2章 特記仕様書案</p> <p>5. 業務の内容</p> <p>(9)コロナ禍の状況を踏まえたジェンダー平等と女性のエンパワメントに係る援助方針／支援アプローチへの提言およびツールの作成</p> <p>p.12</p>	<p>「案件形成・実施に活用できるツール」とありますが、JICA 内で使用するツールとの理解でよろしいでしょうか。それとも広くコンサルタントや他ドナーなどにも公表するようなツールを想定していますでしょうか。</p>	<p>JICA 事業にて使用するツールとして、JICA 内および JICA 事業関係者にて活用することを想定しています。</p>
5	<p>企画競争説明書 第2章 特記仕様書案</p> <p>5. 業務の内容</p> <p>(10)JICA 内外への成果の広報および発信</p> <p>p.12</p>	<p>「JICA 内外向けセミナーを企画、実施し、調査結果を広く発信する」と記載がございますが、JICA 内外向けセミナーの対象は日本の一般市民となりますでしょうか。</p>	<p>JICA 事業の関係者および JICA 事業に関心のある方々が対象となります。</p>
6	<p>企画競争説明書 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>5. 見積書作成にかかる留意事項</p> <p>(3)</p> <p>p.17</p>	<p>パイロット活動経費は、全体で 20,000 千円であり、2 件実施場合は 1 件当たり 10,000 千円となりますでしょうか。1 件のみ実施する場合も、20,000 千円が上限となりますでしょうか。</p>	<p>20,000 千円を上限として、件数は 1 件もしくは 2 件を想定しており、その内訳は問いません。ただし提案に際しては、定額 20,000 千円で見積ください(実際の契約金額は、契約交渉時にプロポーザル提案内容を踏まえ、協議、決定します)。</p>
7	<p>企画競争説明書 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>5. 見積書作成にかかる留意事項</p> <p>(3)</p> <p>p.17</p>	<p>選定される 3 か国(受注者がパイロット活動を提案する国／直営のパイロット活動が計画されている国)の情報を効率的に得るために現地にてコンサルタントを雇上するなどの可能性があると思いますが、その場合の経費は、定額にて積算するパイロット活動経費に含むという理解でしょうか。また、場合によっては対象国で現地調査の際に通訳が必要となる可能性もあるのではな</p>	<p>パイロット活動とは別の情報収集、また現地調査の際に必要な費用については、一般業務費として積算をお願いします。</p>

		いかと考えますが、こちらの費用は定額に含まれますでしょうか。	
8	企画競争説明書 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 5. 見積書作成にかかる留意事項 (3) p.17	定額見積の「旅費(航空賃、日当宿泊)」には、現地調査にかかる車両関連費や旅費・交通費等の旅費は含みますでしょうか。	車両関係費、旅費・交通費は含みません。
9	パイロット活動の実施件数について(企画競争説明書:P10)	今回のプロジェクトにおいてパイロット活動は何件実施することが想定されていますでしょうか。対象国ごとに1件ずつ、3カ国で合計3回という認識でよろしいでしょうか。	業務実施契約内で実施するパイロット活動は最大2件(1か国もしくは2か国)です。
10	パイロット活動のレビュー対象国について(企画競争説明書:P10)	もしタイ、インド、ブータン以外の、パイロット活動のレビュー予定国が決まっているようでしたら、提案の参考までに現時点で分かる範囲で共有いただくことは可能でしょうか？	右3か国以外は現時点では決まっています。
11	p.11 (4)業務の実施方法 「2020年度中は主に日本国内からの遠隔調査を実施し、2021年度に現地調査を実施する。」 p.15 1)業務実施の基本方針 枠内 「渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。」	p.11(4)に示されるとおり本件業務では2021年度に現地調査が予定されており、渡航が10月以降となった場合でも、2021年度にかぶらない限り直接の影響は受けません。p.15 1)で示される「渡航が10月以降になった場合」とは、どのようなケースを想定した場合でしょうか。	ご指摘のとおり、本件は現地調査を2021年度に想定しています。「p.15 1)業務実施の基本方針」の記載は2020年度の対応につき一般的な方針を示したもので、本件には該当しません。

12	P.10 4. (3)対象国の選定	「本業務における文献調査および現地調査の対象国は3カ国とする」は、全世界から3カ国を選定するとの理解でよいでしょうか？	業務実施契約内で実施するパイロット活動の対象国から1か国もしくは2か国を選定し、JICA 在外事務所によるパイロット活動が計画されている国(タイ、インド、ブータン等)から1か国もしくは2か国を選定し、合計で3か国となります。
13	P.10 4. (3) 対象国の選定	受注企業のパイロット活動と貴機構在外事務所が計画しているパイロット事業の実施国が全く同じになった場合、受注企業が実施するパイロット活動は、合計 2 カ国で実施するとの理解でよいですか？	受注者が提案するパイロット活動をタイ、インド、ブータンのうち 2 か国で実施する場合は、その通りの理解となります。
14	P.10 (3) 対象国の選定 脚注4	「パイロット活動の提案国がタイ、インド、ブータンと重なることは妨げない」とありますが、上記 3カ国で JICA 在外事務所が再委託先としている団体や在外事務所が実施予定であるパイロット活動の概要を教えてくださいませんか？	タイ:女性や女兒、移民等へのサービスを提供する NGO 等と協力したパイロット活動を検討中。 インド:女性医療従事者を対象とした調査、啓発、政策提言を含むパイロット活動を検討中。 ブータン:女性と子ども国家委員会と協力しコロナ禍の女性・女兒への影響を調査し、政策に反映するパイロット活動を検討中。
15	説明書 10 頁 4. (3)対象国の選定	JICA 在外事務所によるパイロット活動が計画されている 10 カ国で、タイ、インド、ブータン以外の 7 カ国の候補国を教えてください。	現時点では未定です。
16	説明書 11 頁 4. (5)	想定しているパイロット活動は、受注社によるパイロット活動対象国 1~2 件と JICA 在外事務所が実施する最大 10 国のパイロット活動と共通の活動の提案が求められているのでしょうか。もし国ごとに異なる活動である場合は、JICA 在外事務所が実施する最大 10 国のパイロット活動についても提案するのでしょうか。	受注者によるパイロット活動 1~2 件を提案いただくものです。在外事務所のパイロット活動は、在外事務所の提案に基づき在外事務所にて実施します。

17	説明書 11 頁 4. (5)	タイ、インド、ブータンは、すでに実施が決まっていると思われるが、上記質問2と関連して、もし想定しているパイロット活動が国ごとに異なり、かつ JICA 内ですでに活動が想定されている場合、提案するパイロット活動との重複を避けるために、対象セクター(教育、保健、SGBV、経済活動)や対象セグメント(若年女性、障害者、暴力被害者、貧困者等々)、研修事業等といったアプローチ等の活動内容を共有できる範囲で教えてください。	14 のとおり。
18	説明書 11 頁 4. (5)	パイロット活動の再委託は、遠隔で行うことが想定されていますが、競争入札での選定を想定していませんでしょうか。	通常の再委託と同様、コンサルタント等契約における現地再委託ガイドラインに沿った選定としてください。
19	説明書 12 頁 5. (6)	現地調査は、パイロット活動の結果確認を目的として対象国ごとにそれぞれ 3 週間 x1 名となっていますが、自由度はありますでしょうか。例えば、3 か国での合計 MM は変更無しとして、例えば A 国が 18 日、B 国が 24 日、C 国が 21 日といったように、国によってのばらつきをつくることや、トリップを増やしてパイロット活動初期や途中で渡航することも可能でしょうか。	提案は可能です。
20	説明書 15 頁 第 3 章 1. (2) 1)	渡航が 10 月以降になった場合の事前国内業務の提案は制限ページ数外と記載されていますが、本案件では渡航が 1 月以降で予定されていると理解をしています。本調査において 1 月以降も渡航が難しく遠隔で行うことになる場合の代替え調査の提案は、制限ページ数外となります	11 のとおり。

		しょうか。	
21	説明書 16 頁 第 3 章 2. (3) 現地再委託	遠隔で調査を行う際の再委託の可能性はあるのでしょうか。	パイロット活動は再委託を想定しています。文献調査は再委託を想定していません。
22	現地人材の登用について(企画競争説明書:P11)	ジェンダー専門家などの現地人材の登用が推奨されていますが、こちらの人件費はパイロット活動の再委託に含めるという認識でよろしいでしょうか？もしくはパイロット活動以外の現地での情報収集・調査に係る人件費は、特殊備人費として別途計上する形でしょうか？	双方の方法が可能です。
23	定額の費目について(企画競争説明書:P16-17)	定額のパイロット活動費と旅費(航空賃、日当宿泊)についても、経費の内訳の記載や見積りの取得は必要でしょうか？	競争の対象となることを避けるため定額で見積もるものであり、最終的には実費にて精算することとなるため、契約締結前後に見積もりを取得する必要があります。
24	現地再委託について(企画競争説明書:P16)	自社の拠点が現地であり、再委託をせずにパイロット活動を実施できると考える場合、再委託をしないという選択肢も可能でしょうか？	可能です。
25	現地再委託について(企画競争説明書:P16)	上記質問に関連して、もし再委託をせずに自社でパイロット活動を実施する場合、自社が雇用する現地スタッフの人件費は、特殊備人費として計上可能でしょうか？	可能です。
26	p.16(3) 「(別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください)」	本件は QCBS 方式であり、価格評価点も相応に評価されます。定額計上となっているパイロット活動経費、旅費(航空賃、日当宿泊)を見積書の内訳として計上した場合、定額計上の金額が著	既往質問のとおり、旅費とパイロット活動のためのもののみが定額計上であり、総額に比して著しく大きな比率となることはありません。

		しく高いことから、適切な価格競争を妨げます。 QCBS 方式が適用されるならば、定額計上の項目は別見積りとなるべきではないでしょうか。	
27	パイロット活動の内容について(企画競争説明書:P11)	貴機構の在外事務所と同じ国でパイロット活動を行う場合、関連性のある類似の活動が良いでしょうか？もしくは別の新しい活動でもよいでしょうか？	いずれの形も可能です。いずれの場合においても、密に連携をすることが重要と考えます。
28	定額の対象経費について(企画競争説明書:P17)	先日公開いただいた質問回答 #26 の回答では、定額計上の旅費はパイロット活動のみが対象ということですが、現地調査の海外渡航旅費は、別途見積もりを取り計上するという理解でよろしいでしょうか？	定額計上は「旅費」と「パイロット活動費」で、「旅費」は現地調査の海外渡航旅費を定額計上するという対応をお願いします。(別見積もりではありません)

以上